

委員および一般からの意見

委員からの流域委員会の審議に関するご意見、ご指摘（2001/5/8～2001/8/3）

2001/5/8
面談

小林 圭介委員（琵琶湖部会）

（第1回琵琶湖部会ご欠席にあたり、以下のご意見を頂きました）

1. 河川整備計画についての意見

<対象地域の河川の整備について>

整備計画の対象となる河川は、河畔林が発達した地域が多い。そういった河畔林を保全、整備していくことが基本となるだろう。その理由は、河畔林の発達した堤防は決壊しにくいことがあげられる。コンクリート護岸は、耐久年数が限られており、構造によっては洗掘などが起こりやすいなどの問題がある。過去の堤防決壊の箇所を見ても、河畔林をなくした箇所や河畔林とコンクリート護岸の継ぎ目から決壊した例などがある。

一方、河畔林は、100年、200年の期間での耐久性がある。また、竹や木の根が張っており、構造的にも強い自然堤防となる。人は、過去に堤防に竹を植え、自然堤防の強化とタケノコとしての食料確保を行ってきた。また、キツネは根が張って崩れにくい竹藪の河畔林の地下に巣を作る。キツネがいるところは過去に洪水や堤防決壊が起こっていない。このような過去の人間や動物の知恵、経験に教えられることも多い。

河畔林が大切なもう一つの理由として、ビオトープのネットワーク化に役立つという点で重要な位置づけがある。対象河川や地域の特性を踏まえて上で、河畔林を復元していくことが重要である。その際には、過去の川の歴史を振り返り、現存する他の河畔林との比較を行うことが重要である。

<検討の方法について>

滋賀県では生物環境アドバイザー制度を導入しており、多くの成果をあげている。その中では、堤防の道路拡幅のために河畔林が伐採されようとしたのを近くの田圃に付け替え河畔林を守った実績や川幅の拡大のために伐採されようとした河畔林を掘削による整備に変更し河畔林を守ったりなど具体的な実績を積み重ねている。例えば、希少種の移植などについては、理論のみではわからない、法則性のないことが多く、その場でじっくり議論する必要がある。そういった意味では、土木の技術者と生物の専門家がきっちりと議論し、河川整備のあり方を考えていく必要がある。

世界湖沼会議などの会議の成果として、琵琶湖の水質がどう変わったか、いい方向に向かったのか、具体的に評価をすべきである。過去の会議の成果を確認することも大事ではないか。そういう意味でも、この会議の成果がどう生かされるかが重要である。

< 住民参加について >

基本的には、河川整備計画などに対して、専門知識のない人間が感覚でものを言うべきではない。住民の意見を取り入れると、例えば河畔林をつぶして、河川敷に公園やグラウンドを作りたい傾向が強いが、そのような整備は先を見つめた河川整備の観点からは良くない。

環境という言葉の概念が広すぎる。例えば、住民にとっては堤防ののり面は、芝張りでは、雑草が生えていれば×であるが、自然界からみれば逆である。

住民参加の観点からは整備計画などの PLAN の場面ではなく、河畔林の維持管理など DO の部分で住民参加を促すことの方が重要ではないか。それにより地域に根の張った住民参加が可能となる。

2 . 委員会の進め方について

本流域委員会のように情報公開を積極的に行っているのは評価できる。しかし、委員会、部会といった構造は、旧来のやり方と変わらないような気がする。

委員会の約半数の委員が部会と兼務となっているが、それでよいのか？同じ会議をダブってやっているような感じがする。役割分担を明確にしないと部会での発言と違ったことを言ったり同じことを蒸し返したりすることになる危険性はある。

村上 悟委員（琵琶湖部会）

委員からのプレゼンテーション実施についての提案

先日の琵琶湖部会において、植田琵琶湖工事事務所長がプレゼンテーションの冒頭に流域委員会の今後の進め方をお話されました。たしか以下のような図だったと思います。

【現状】 河川管理者の知っていること + 委員の知っていること

【課題】 河川管理者の知っていること + 委員の知っていること

【対策】 河川管理者の知っていること + 委員の知っていること

僕個人としては、このフロー自体の問題点も感じないわけではありませんが（ ）、この「委員の知っていること」を共有する方法として、各委員から以下の内容で 10～15 分程度のプレゼンテーションを行うことを提案します。今のところ、2 回の現地視察の後がよいと考えています。

- (1) 琵琶湖および流入河川の現状と課題 - 私はこう見る 現地視察の経験も元に
- (2) 20～30 年後の将来像
- (3) それに向けたプロセス、今誰が何をやればよいか
- (4) 流域委員会の進め方

各委員の「視点」を互いに知り、「夢」と「プロセス」を出し合うことで、相互理解と合意形成のベースをつくるのがねらいです。

(2) や (3) の項目をわざわざ入れたのは、僕の経験上、合意をつくっていくのはあくまで「誰が何をするのか」という、具体的、現実的な議論であると思うからです。

ただ、時間が問題です。一人 15 分とすると、20 人でまるまる 5 時間がかかります。10 分だとしても 3 時間 20 分。半日は完全につぶれるし、いっきに 20 人、というのは辛いです。

2 回に分けて、一人 15 分 + 質疑 5 分とし、10 人で 3 時間 20 分、というのが現実的かと思えます。

せめてそのくらいはやるのが委員の義務だと思いますがいかがでしょうか。少なくとも僕はやりたいです。また、こうしたものを発表しなければいけないとなれば、現地視察のときの委員のモチベーションも変わると思えます。多くの傍聴者の方にも持ち帰っていただくものが多いと思いますし、この内容だったら（シンポジウムのように）一般からの参加もかなり望めるのではないかと思います。

ご検討願います。

補足 - 僕個人としては、宗宮委員が書類で提出されていた（5.11 参考資料 2 p3）ように「夢を語る」プロセスが必要だと思っています。さもないと諸処の問題を生んできた一要因である「後追い行政」からの脱皮ができないと思うからです。

したがって僕の提案は、この3段階のプロセスを無視した形になっています。ただし河川管理者と委員との間の共通認識を作る、ということに重点を置いていることには変わりありません。

小林 圭介委員（琵琶湖部会）

（第2回琵琶湖部会ご欠席にあたり以下のご意見をいただきました）

現地視察に関して下記の点をコメントします。

記

- 1 丹生ダム周辺に関しては、6月1日にも、川を腰までつかって徒渉したり、絶壁をよじ登ったりしなければならないような現地において、1日中、貴重植物についての保全対策を関係者に指導してきました。河川や琵琶湖の環境保全対策については、現地を熟知した専門家による保全対応策を事業者側に指導したり、事業に反映できるような体制や仕組みづくりを早急に検討すべきである。川のなかでずぶ濡れになったり、手足を擦りむいて岩をよじ登ったり、また、熊よけの鈴を鳴らして、山中で道路の工法や貴重種の保全対策を指導しながら、淀川水系流域委員会で行っている高邁な議論が、いまさら必要なかどうか、疑問に思えたのは間違いなのだろうか。
- 2 西の湖周辺のヨシ群落については、滋賀自然環境研究会が3年間にわたって委託調査を行っている。平成14年度には報告書ができあがるので、参考にしてもらうことも可能だと考えます。
- 3 新海浜の侵食の問題は、愛知川が氾濫後、下流域から河口付近まで大規模な整備がなされ、そのため、湖岸線の波浪に物理的な変化が生じて、新海浜付近に侵食地域が生じたことが最大の原因である。次には、上流部にダムや多くの砂防堰堤が建設されたために、愛知川河口に土砂の供給が途絶えたことが原因している。いずれにしても、この新海浜付近の侵食は、ある程度のところでおさまるが、同時に、現在侵食を起こしていない他の場所で新たな侵食が始まるものとする。ただ、新海浜から薩摩付近までには、タチスズシロソウなど、県民にはあまり知られていない貴重植物が生育しており、その対策の方も重要な課題である。
- 4 平湖・柳平湖周辺の整備については、滋賀県の検討委員会で内容の濃密な議論をしており、その報告書を参考にすべきである。

2001/06/20
書面

倉田委員（委員会・琵琶湖部会）

これまでのところ、治水工事の技術的説明に終始する整備局の姿勢に甚だしく不満があり、治水工事によって、工事以前と以後の違いがどうなったかの自己点検評価をされている筈で、それを必ず説明するように伝えていただきたい。

漫然と集まるのではなく、課題を立てて頂いて、それについて協議するようにして頂けば、事前に資料や意見を整理して臨めます。単に「井戸端会議」になるようだと出席の意欲を欠き易いです。

2001/07/18
電話

寺川委員（委員会・琵琶湖部会）

（7/24 の第4回委員会における委員からの情報提供、河川管理者からの情報提供に関して以下のご要望、ご意見を頂きました。この内容について委員長にご報告したところ、河川管理者からの情報提供に関して「可能な範囲で寺川委員が希望している資料についても提供をお願いします」という指示を受けましたので、河川管理者に内容を伝えて情報提供をお願いしています）

（委員会開催案内に記されていた委員からの情報提供について）私から情報提供したいことがあるので資料を準備します。

私が準備を予定している資料を補完する位置づけで、河川管理者に情報提供をお願いしたいことがある。淀川工事事務所が淀川の水上バイクについて何らかの調査をされていると聞いており、その調査について情報提供をお願いしたい。

また、今回は環境について河川管理者から情報提供がされる予定となっているが、クマタカに関する資料も是非加えておいて欲しい。

一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘（2001/5/15～2001/8/3）

	発言者 所属等	傍聴 希望	受 取 日	内 容
1	グループ カレタ・松井恵 子氏	-	5/21	<p>河川の監視（河川パトロールカー）についてのご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川の監視について、流域委員会でどのような議論になっているか、また、河川監視について詳しい人がいるか （「流域委員会ではまだ、そこまでの議論はでていない。今後の検討経過については、議事録等でみてほしい。」と返答しました） ・河川の監視は、一般の人にはあまり知られていないが、重要である。 ・パトロールに使われている車（河川パトロールカー）は、働く車としては警察のパトカーや消防車などに比べて、十分認識されていない。子供たちなどに対して、もっとその存在や働きについて広めたい。個人的な活動として河川パトロールカーの存在を様々なところへ紹介している。 ・河川のパトロールで監視するのは河川関係の施設の状況だけで良いのか？河川法が改正されて、環境も重要になってきており、環境に関することについても監視、観察をおこなうべきであると思う。 ・このような流域委員会の庶務の役割を担うのであれば、河川パトロールカーの存在を認識し、実際のものを見て欲しい。
2	滋賀県能 登川町住 民	第3委	5/28	<p>1、琵琶湖の水位操作について 現在の琵琶湖の水位操作は、琵琶湖の生態系に配慮したものとは思えず、かなり大雑把なもののように感じています。 冬季の水位低下、魚の産卵期の水位上昇など、かつての琵琶湖の水位変動に近い形で、きめ細かな水位操作により、できる限り、琵琶湖の生態系に配慮した水位操作に改めていただきたいと思います。</p> <p>2、ダム開発について ダムはいずれ埋まってしまうものであり、自然の生態系を破壊するものなので、ダム開発は再検討し、できるだけ他の方法を考えていただきたいと思いません。特に、大戸川ダム、余呉町の丹生ダムの建設は中止していただきたいと思いません。</p>
3	東京都世 田谷区・関 正雄氏	×	6/4	<p>淀川の河川整備基本方針の策定状況を知りたいのですが。流域委員会と同時進行で、近畿地方整備局内で検討され続けているのでしょうか？それとも、流域委員会で検討するのでしょうか？ （このお問い合わせに対しては、「基本方針は流域委員会の審議対象にはなっていないため、整備局へ問い合わせ頂けないか」と返答しました）</p>
4	京都府城 陽市・橋本 崇弘氏	-	6/8	<p>第2回委員会の資料2-1-2についての修正ご意見がありました。 具体的な修正内容については河川管理者に伝えております。</p>
5	平成維新 を実現す る会・大 阪・浦野穂 正氏	第3委	6/11	<p>大阪府の水不足への対処は大阪府と大阪市との水利権の融通で解決できるはずだと思われます。もし、できない理由があるなら、その根拠を資料でお示しください。</p>
6	瀬田川リ パブレ	-	6/14	<p>* 淀川部会での委員による各河川の現地視察の様様（各委員の見学所感）が6/18の委員会で聞けると幸いです。</p>

	発言者 所属等	傍聴 希望	受 取 日	内 容
	隊・谷村信 氏			* 河川の現地視察は一般の参加も是非お願いしたい。
7	Green Wave・井上 哲也氏	第3委	6/15	<p>第2回委員会、第1、2回琵琶湖部会に参加して感じたことだが、委員会等参加の行政側に環境省（環境面）、経済産業省、農水省（利水面）、厚生労働省（水質面）の担当者がいないのはおかしい。必要に応じて入れるのではなく、最初から入れるべき。</p> <p>上記理由により委員会等の行政側からの説明、議論の内容が、治水、利水（量的な側面）著しくかたよっている。</p> <p>このままだと、利水の質的（水質、安全性）な部分が議論できないのでは？</p> <p>また、量的な部分についても、使うことを前提にしたダム等の話ばかりで、中水利用の促進（経済産業省）、使用の削減の啓発（環境省）等の話が出てこないのでは？</p>
8	総合科学 株式会社・ 松田幸恵 氏	第3淀	7/4	<p>淀川水系流域委員会の案内はインターネットだけでしょうか。ポスターやパンフレットの配布などは行っていないのでしょうか。ポスターなどは一般のかたへの情報提供に良いのではないかと思います。</p> <p>（このお問い合わせに対して庶務より現状の広報についてご説明、返答したところ、下記（一部抜粋）の返信をいただきました。）</p> <p>7月6日（金）に開催される第3回淀川部会への参加が会議への初めての参加となります。淀川流域委員会を知るのが遅かったために、第1回から参加することができませんでした。そこで、どのような形で広報を行っているのか知りたかったのです。ニュースレターの配布を関係施設だけでなく、市町村にも広げることは、さらに広く市民のかたへも情報提供できることから、とても良いことだと思います。</p> <p>部会当日、ニュースレターを拝見させていただこうと思っています。</p>
9	発言者不明	×	7/6	<p>ホームページについての意見</p> <p>プライバシーポリシーが明らかにされていない。</p> <p>Y A H O O などのカテゴリ登録がなされていない。</p> <p>資料も含めた検索機能があれば</p>
10	堀川に水 を流す運 営委	×	7/9	<p>猪名川部会への意見(猪名川部会ニュースNo.1の返信用FAXにて送られてきた文章です)</p> <p>1、まず、全体が「淀川水系」であるとしても、猪名川部会に特化して、徹底的に、少なくとも2～300年前から議論をするのは当然で、河としての淀川ではなく、「神崎川」と一対で議論すべき。</p> <p>1、“河川課”と称する部門は、ここせいぜい50年間程度のことしかわかっておらないようで（日本国土の破壊が進んだ時期に当る）歴史的事象を何も知らない人が多すぎる。（世代が交替しており、貴重な事象が欠落）</p> <p>1、治水管理のみをやってきた結果、2Pの委員の発言にあるように（下半部）、夢もビジョンも持てない委員は、即刻辞退すべき。河川管理と民族文化を少なくとも峻別して議論し、適宜正合を図る運営方法をとるべき。（工学主導の時代は終わっている）</p> <p>1、伊丹の酒の話も出さずして何が猪名川か、あまりにも幼稚でなさけないではないか。</p>

	発言者 所属等	傍聴 希望	受 取 日	内 容
				1、大自然の驚異も一度も体験していない世代には、100 年以上を見通す想像力が不可欠。（何の為の部会長か） PS.（関西人はおとなしすぎる。）
1 1	城陽市 橋本崇弘氏	×	7/12	流域委員会に対し、個人としての提案、考え方を用意いたしましたものを送付致します。別紙 1 を参照下さい。
1 2	関西のダム と水道を考 える会 浦野 穂正 氏	第 4 委	7/18	<p>第 3 回淀川水系流域委員会を傍聴させていただきましたが、我々庶民には結婚式でさえ手がでないような豪華な会場でびっくりしました。</p> <p>今回は平日夜 7 時からということ、サラリーマンなどの傍聴を考慮なさり、交通アクセス等の面からターミナル駅の駅前という条件から、有名ホテルの大広間という選択となったと解釈しました。</p> <p>今回の平日の昼間という時間設定は、一般社会人の傍聴にはかなり制約があり、どのようなご判断からこのような時間設定にされたのか疑問を感じますとともに、上記私どもの解釈が誤りであったことを悟りました。</p> <p>当方としましては、河川の自然環境の保護や沿岸地域の安全面の問題は十分重要性を感じているところではありますが、河川行政においても財政面を重視すべきと考えております。</p> <p>瑣末な問題と思われるかも知れませんが、会場の設定ひとつをとりましても贅沢ではないかと考える姿勢が必要なのではないのでしょうか？</p> <p>また、民間企業への委託により当委員会が開かれたものであるとの印象を与える効果を狙っておられるように推察されますが、庶務のような職務こそ行政マンのマンパワーを活用すべきであり、受託料が相当高いのが明らかな一流どころのシンクタンクを使うなど私どもには経費の無駄使いとしか思えません。</p> <p>私どもは流域委員会に大いに期待しております。まだまだ始まったばかりでありますし、運営方法を改めて頂きたくお願い申し上げます。</p> <p>（このご意見については、庶務より会場選定や開催日時設定の考え方やこれまでの経緯についての説明文を返信しました）</p>
1 3	前田建設工 業 森脇榮一氏	第 4 猪 第 4 琵 第 5 委	8/1	<p>[河道容量について]</p> <p>第二回委員会で説明のあった河道容量を、河川整備水準の指標とすることについては、どうしても納得できません。</p> <p>私は流量観測などで洪水の状況を度々、現地で見えていますので、堤防天端まで洪水位が高まった場合の恐ろしさが実感として認識できます。（現在の国土交通省の職員は定員削減により河川関係事務所の職員が少なく、大洪水時には、洪水情報の伝達、洪水予報、水防指令、被災個所の情報収集等の机上の業務に追われ、殆どの職員が、担当河川の洪水を現地で見ることはないと思います。また委員、一般聴衆の方々も洪水の状況を、テレビで見ても現地で見た人は少ないでしょう。）</p> <p>洪水で堤防天端まで水位が高まった場合には、風や河道内の障害物によって波浪が発生し、波の高まった時には洪水が堤防を越流して、堤内側の堤防斜面を越流水が流れ落ちて堤防を浸食し、放置すれば確実に破堤します。このような状況になると、越流を防ぎ破堤をくい止めるために、堤防上では大勢の水防団や自衛隊が必死に土俵を積み上げている緊急事態であります。</p> <p>従って、河道容量は水防対策を実施しなければ破堤する極めて危険な流下量</p>

	発言者 所属等	傍聴 希望	受 取 日	内 容
				<p>であるので、委員等の方々に、河道容量を河川整備水準の指標として認識していただくことは好ましいことではありません。</p> <p>少なくとも、その河川で発生すると予想される波の高さを正しく推算して、堤防高から減じた水位（＝極限洪水位）における流下量を極限整備流量（適切な表現ではありませんが）として、委員会で認識していただく必要があるのではないかと思います。</p>